

## 小田原市生活交通ネットワーク協議会第1回会議次第

日 時 平成24年1月10日（火）

午後2時

場 所 小田原市役所議会会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 小田原市生活交通ネットワーク協議会の設置について
- (2) 地域公共交通総合連携計画及び生活交通ネットワーク計画の策定について
- (3) 今後の進め方等について
- (4) その他

### 3 閉 会

#### 配布資料

- ・資料1 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約案
- ・資料2 小田原市生活交通ネットワーク協議会財務規程案
- ・資料3 小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局規程案
- ・資料4 会員名簿
- ・資料5 小田原市生活交通ネットワーク協議会の設立に向けて
- ・資料6 今後の進め方等について

## 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（案）

（目的）

**第 1 条** 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（協議事項）

**第 2 条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

**第 3 条** 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 会員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(役員)

**第4条** 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

**第6条** 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

**第7条** 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

**第 8 条** 協議会の事務を処理するため、小田原市都市部都市政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市都市部都市政策課長及び小田原市都市部都市政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

**第 9 条** 協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

**第 10 条** 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

**第 11 条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第 12 条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第 13 条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 5 条第 1 項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

小田原市生活交通ネットワーク協議会財務規程（案）

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（以下「規約」という。）第 1 1 条の規定に基づき、小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

**第 2 条** 協議会の予算は、国からの補助金、小田原市からの負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終了する。

（予算の補正）

**第 3 条** 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

**第 4 条** 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 又は別表第 2 に定める以外の項又は目を定めることができる。

（予算の流用又は予備費の充用）

**第 5 条** 歳出予算の流用又は予備費の充用は、小田原市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

**第 6 条** 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

**第 7 条** 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

**第 8 条** 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、小田原市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

**第 9 条** 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第 10 条の規定により監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

**第 10 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

### 別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	2 負担金	2 負担金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

### 別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局規程（案）

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第 8 条の規定に基づき、小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

**第 2 条** 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事務
- （2）協議会の資料作成に関する事務
- （3）協議会の庶務に関する事務
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

（職員）

**第 3 条** 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、小田原市都市部都市政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、小田原市都市部都市政策課職員をもって充てる。

（専決事項）

**第 4 条** 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

**第 5 条** 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小田原市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

**第 6 条** 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、小田原市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

**別表** (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
小田原市 生活交通 ネットワーク協 議会会長印		てん書	22×22	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

# 小田原市生活交通ネットワーク協議会会員名簿

資料 4

区分	組織名	会員		代理出席者		作業部会
		職名	氏名	職名	氏名	
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村 尚廣	運輸部課長	重田 正計	○
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉山 保徳			○
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	茂木 一郎			○
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部生活交通課長	大塚 英二郎			○
タクシー事業者	社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部	支部長	杉山 文男	副支部長	長谷川 義明	
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	川上 一男			
利用者・市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	磯崎 崇			
		橋北連合自治会長	小宮 正雄			
	小田原箱根商工会議所	中小企業相談部長	高橋 豊房			
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	阿部 正彦			
道路管理者	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	副所長	瀧浪 慎一			
	神奈川県小田原土木事務所	工務部長	佐藤 亮一	道路維持課長	近藤 充志	
	小田原市	建設部長	柿本 三夫			
学識経験者	首都大学東京	助教	吉田 樹			○
国	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	総務企画担当首席運輸企画専門官	櫻井 浩志			○
県	神奈川県	県土整備局環境共生都市部交通企画課長	三枝 薫			
市	小田原市	都市部長	北村 有一			○
		都市部管理監	山口 登志夫			○
事務局	小田原市都市部	副部長	内藤 日出男			
		都市政策課長	柳川 公利			
		都市政策課副課長	柏木 弘光			
		交通政策係長	志村 利彦			
		主査	日高 智美			

# 小田原市生活交通ネットワーク協議会の設立に向けて

2012.01.10 吉田 樹（首都大学東京）

## 1. プロジェクトの目的

小田原市における一体的な地域交通マネジメント体制の確立



小田原市の「定住」と「交流」に寄与する公共交通サービスの創造

### (1) 「定住」「交流」に寄与する公共交通サービス

- ◆ 市民の「役に立つ」公共交通サービスに変えていくことが必要。

→ 既存の経路・時刻を「現状のまま」維持することに公的支援を投じるわけではない

**# 地域公共交通の「カイゼン」なくして、「確保・維持」はあり得ない**

⇒ 現在の公共交通を「診断」することから始めたい。

- ◆ 生活交通の観点からの「診断」；

現在の公共交通サービスは、以下の「お出かけ品質」にどの程度作用しているか？

- ① 中核的な医療機関への受診
  - > 小田原市内の「中核的な医療機関」をどこに設定するか？
  - > 通院時間帯にアクセス可能な市域は（円滑な乗継も含めて）？
- ② 高校への通学
  - > 鉄道駅から徒歩圏外にある高校の場合、アクセス可能な路線バスは存在する？
  - > 鉄道駅での乗継（鉄道→バス・バス→鉄道・バス→バス）は円滑か？
- ③ 一定の規模を擁する商業集積（商業施設・金融機関等）にアクセスできること
  - > 小田原駅東口周辺・ダイナシティ……
- ④ 東京・横浜方面への通勤・通学者の「端末交通」に応えること
  - > 最終バスの時刻は？
  - > 固定観念にとらわれない発想が必要（英国と日本のパークアンドライドの違い）



「充実した幹線軸」と「きめ細やかなフィーダーサービス」が紡ぐネットワークの構築

- ◆ 充実した幹線軸 … 市内の鉄道 + 路線バスの幹線区間
  - > 路線バスの幹線区間の設定； 昼間時でも 10～30 分間隔が描ける区間の設定  
 (例) 岩手県北上市（人口 9.4 万人）；  
 昼間時 30～60 分間隔で運行していた、岩手県交通「横川目線」を 30 分等間隔に増便するための欠損額を市が負担
  - (例) 青森県八戸市（人口 24.1 万人）；  
 最終バス運行後の乗合タクシー「シンタクン」の運行。中心街から 3 つの主要な団地間を結ぶ（市の公共交通計画で幹線軸と認定）バス路線を 23 台まで延長（実証実験。延長分は赤字の場合、市が財政負担）。
- ◆ きめ細やかなフィーダーサービス
  - > 上記の①～④の「性能」をできる限り確保。地域と連携した確保・維持方策。

◆ 広く観光交通の観点からの「診断」；

① 生活交通との接点

> 生活交通の「オフピーク」対応

(八戸の場合・・・金曜日 10 時以降限定の「フリーパス」が何故か売れた)

② 鉄道駅・市街地のサイン計画

> 「一見さん」を迷わせない「おもてなし」ができていますか？

**# 事業者ごとの案内所・のりば = 「おもてなし」として適当か？**

> バスマップとの連携が必要 (マップの配布場所もポイント)

(2) 一体的な地域交通マネジメント体制の確立

◆ 乗合バス事業の規制緩和 (2002 年) 以降；

不採算路線に関するマネジメントの責務が「地方公共団体」に委ねられる

⇒ 地域公共交通会議制度の創設 (2006 年) により、個々の市町村では「先進事例」と呼ばれるものが出現しつつあるが、市民の生活圏は市町村内で完結していない。

◆ 平成 23 年度より、国による生活交通維持に関するスキームが大幅に変更されたが、本協議会では、「地域公共交通総合連携計画」と「生活交通ネットワーク計画」の双方を策定。

**# 全体計画としての「地域公共交通総合連携計画」**

… **モード・事業者を横断した小田原市の公共交通戦略。「何のために」「誰が」「いつ」取り組むかの行動指針を描くための計画。**

**# 事業単位・路線単位に落とし込んだ「生活交通ネットワーク計画」**

(参考) 地域公共交通確保維持改善事業 (確保維持事業の部分)

① 地域間幹線系統

- ・ 従来の「地バス補助」に相当。都道府県が主催する協議会で「地域間幹線系統確保維持計画」を策定し、一定の要件を満たした系統については国が収支差額の 1/2 補助。
  - > 国補助要件の変化； 基本的に同要件だが、「10km 以上」「県による協調補助」の各要件が撤廃。運行事業者に対する補助額の事前算定。

② 地域内フィーダー系統

- ・ 複数市町村に跨るかに関わらず、「補助対象地域間幹線系統に係るフィーダー系統」「交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統」に対して、「キャップ」の範囲で国が収支差額の 1/2 補助。なお、協議会で「地域内フィーダー系統確保維持計画」を策定することが必要。
  - > 「交通不便地域」の扱い； 形式要件にとらわれず「お出かけ品質」を重視したい
  - > 「キャップ」の存在； 路線単位、市町村単位に外形的に補助上限が限定されるため、必ずしも 1/2 補助を受けられるわけではない
  - > 補助対象となる系統； 平成 23 年 4 月以降に新規運行または、従来から運行されているが新たに市町村が支援を開始するもの。

# 小田原市生活交通ネットワーク協議会 今後の進め方等について

